

医療用ウィッグ購入費用 助成事業のご案内

矢巾町では、がん患者の方の身体的・経済的な負担を和らげ、
よりよい療養生活となるよう、ウィッグ購入費用の助成事業を実施します。

医療用ウィッグとは

抗がん剤治療による脱毛などでお悩みの方が使用するウィッグのことです。

助成の対象となる方

以下のすべてを満たす方が対象となります。

- (1) 申請日において矢巾町内に住所がある方
- (2) がんと診断され、医療機関において治療を受けた方、または受けている方
- (3) がんの治療による脱毛により全頭用の医療用ウィッグを令和4年4月1日以降に購入した方
- (4) 過去に本町、または他市町村から、同様の助成を受けていない方

※年齢や性別に制限はありません。

助成対象経費・助成金額

対象経費：全頭用の医療用ウィッグの本体の購入経費（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※助成対象者1人あたり医療用ウィッグ1台とします。

助成金額：助成対象経費の2分の1の額（2万円を上限とします。）

申請に必要な書類

※購入した日から1年以内に申請してください。

書類名	注意事項など
交付申請書	所定の様式に記載 ※1
治療を証明する書類（写）	治療に関する説明書や診断書、治療方針計画書、診療明細書等 ※2
購入したことを証明する書類（写）	購入した品目・年月日・金額が記載されている領収書等
本人を確認する書類（写）	運転免許証、医療保険証等

※1 交付申請書は健康長寿課窓口のほか、矢巾町ホームページからダウンロードも可能。

※2 治療を証明する書類は、所定の様式（がん治療受診証明書）への記載でも可能（健康長寿課窓口のほか、矢巾町ホームページからダウンロードも可能）。

申請・問い合わせ先

〒028-3615 矢巾町大字南矢幅第14地割78番地
矢巾町役場 健康長寿課 健康づくり係（☎019-611-2835）

